

〈別紙1〉

訪問看護サービス利用料

えな訪問看護ステーション

《介護保険》

訪問看護サービスの利用料金及びその他の費用は以下のとおりです。

◎要支援の方と要介護の方に対する訪問看護については、サービスの提供内容が異なるため、基本サービス費に一定の差を設ける事となりました。

〔時間別評価〕（介護保険法令に定められた料金 1単位：10円）
（1割または2割・3割負担）

| | <介護> | <予防> |
|------------|--------|--------|
| 20分未満 | 314単位 | 303単位 |
| 30分未満 | 471単位 | 451単位 |
| 30分以上60分未満 | 823単位 | 794単位 |
| 60分以上90分未満 | 1128単位 | 1090単位 |

早朝・夜間は所定単位数の25%・深夜50%を加算

〔リハビリ〕（訪問看護ステーション理学療法士等による訪問）

| | <介護> | <予防> |
|------------|-------|-------|
| 1回あたり（20分） | 294単位 | 284単位 |

1日に2回を超えてリハビリを行う場合、1回の所定単位数が90/100を掛けた単位数になります。また、1週間に6回が限度です。

緊急時訪問看護加算 574単位/月

※ 但し、訪問した時は時間別評価単位数が加算されます。

1ヵ月以内の2回目以降の夜間帯の緊急時訪問については、早朝、夜間、深夜加算料金になります。

特別管理加算Ⅰ 500単位/月

※ 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ 250単位/月

※ 在宅酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿等指導管理、重度の褥瘡（厚生・労働大臣が定める状態のもの）

長時間訪問看護加算 300単位/回
※ 特別管理加算の対象者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合

複数名訪問加算 30分未満 254単位/回
30分以上 402単位/回
※ 同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合

退院時共同指導加算 600単位/回
※ 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、内容を文章により提供した場合。

初回加算 300単位
退院当日が初回訪問の場合は 350単位

ターミナルケア加算 2500単位/月

〔実費負担金〕

- ・日常生活上、医療処置に必要な物品、消耗品等
- ・死後の処置料等（エンゼルケア） 10,000円
- ・保険適応回数以外に訪問が発生した場合は時間により全額自費請求となります
- ・実費利用料：30分 4,000円 60分 8,000円
（医療保険にて4回目以降の訪問が発生した場合は実費扱いとなります）

《医療保険》（医療保険法令に定められた負担割合です）
訪問看護サービスの利用料金及びその他の費用は以下のとおりです。

- | | | |
|-------|-------------------------|------------|
| 基本利用料 | ・後期高齢者医療者 | 療養費の1割又は3割 |
| | ・健康保険被保険者 | 療養費の3割 |
| | ・国民健康保険者 | 療養費の3割 |
| | ・国民健康保険の退職者 | 療養費の3割 |
| | ・健康保険の被扶養者及び国民健康保険の被扶養者 | 療養費の3割又は2割 |
| | ・各種受給者証に対応します。 | |